

彩水会 会則

平成27年4月1日改定

1条 会の趣旨

- ・ ハガキサイズの絵に興味を持った方々で構成する趣味を共有する会

2条 会員の資格

- ・ ハガキサイズの絵を描くことを趣味に持つ成人男女
- ・ ハガキ絵を通じて楽しく仲間と交流できる者
- ・ 展覧会に出展する意志を持つ者
- ・ 会の運営にボランティアで協力できる者
- ・ 年会費を納めることができ、年会費を納めた者

3条 会費

- ・ 年度を、4月1日より翌年の3月31日までとする
- ・ 年会費は単身4,000円、夫婦6,000円とする
- ・ 年会費は、通信費、印刷費、展覧会経費等にあてる
- ・ 年会費は、前年度の3月末までに振込用紙を利用して事務局へ納入する
- ・ 4月1日以降の新規入会(展覧会出展期日を過ぎた入会)は、年度内通信費として1000円を徴収する
- ・ 3月末時点での海外在住者については、年度の会費を免除する

4条 年間行事

- ・ 前年度の3月末までに提出された絵(一枚)を次年度に展覧会場にて展示
- ・ 展示会場は、若狭、大阪、四国、九州、北海道、東京、名古屋を常設とする
- ・ 展示会場は、年度によって、他の会場でも実施する
- ・ 最低年1回、会員の絵の研修のため写生会を実施する
- ・ 12月に会員の絵で構成する「彩水会カレンダー」を発行する
- ・ 年数回、会員親睦のための「彩水会だより」を発行
- ・ このほか、会が協賛する「日韓交流展」などに参加する

5条 事務局

- ・ 会の運営と発展のために、無給の会長および事務局を置く
- ・ 会員数が10名を越えた地域に支部を置くことができる
- ・ 支部には支部長と支部幹事を置き、支部独自の活動を行う事ができる
- ・ 支部は、年度内の活動報告を事務局に行う